

主めは福生ゆとさ、市にはる過程におきささゆ長の甚
本構想としゆのセナに今後の福生ゆ発展のために、遠下
は構想を擁さささ、さめを實現さくとしゆを要望した



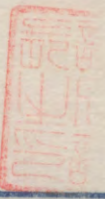
けから三十七人三十九人に改めたというものの、学校関係の各
 部職員が給食の係職員、用務員等々をいふところ、現在三十七人
 と規定があるわけでございますが、これは二人のやこすき三十
 九人にあらためたいと、それから三十九人と四十一人とありますが
 、教育委員会関係職員二人を増員したいとまじひの、四十
 一人にしたいと、それから事務局関係職員を合せますと四十
 一人です、現在の四十一人を四十四人に改めようとするもの
 でございます。これは四十一年四月から実施したいといふのは
 ござりまするでございます。

ところが海軍の閣議を賜ります、これはよくたつてよう
 お願い申こあげます、説明いたします。

議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終りました。

二のより本案に於ける質疑を行ないます。

議長(石川信義君) 六番 永吉君 ちよとにたいすの提案理由の説明をお伺い
 いたしますが、ただいまの一期改正条例中の三十七人を三十九人



ということは教育委員会関係のものであるという説明が

議長(石川信義君) 調査員主査 下野忠一君

企画調査員主査(下野忠一君) 大変失礼いたしました。

職員の中のその他の職員が三十七人と現在規定しているものを
 三人のやこすき三十九人にしたいというものの、ござりまする。

議長(石川信義君) 六番 永吉君

六番 永吉君 ちよとにたいす、私どもに資料が渡さぬとい

るが四十一年三月一日にすでに定員が三十九人とほつてい

議長(石川信義君) 調査員主査 下野忠一君

企画調査員主査(下野忠一君) 三十九人とはつておりますのは

、学校関係の事務吏員担当職員二人と、その他の職員三
 十七人、合せて三十九人の職員が三十九人の職員に
 ぼつておるわけでございます。それから二人のやこすきの、

学校関係が四十一人となるわけでございます。

議長(石川信義君) 六番(関 永吉君) 現在の定数に不足があるといふことがあつたと思ひますが、
たゞ定数をいふにだけあつて、人員の不足等に不足があるといふのは、現在の定数以下のと
ころにあると思ひますが、例えはパートタイムとか、補つて
定数を充足するからあつてかどうかが、

議長(石川信義君) 調査員主査 下野忠一君 現在行政委員会との関係につきま
つては、農業委員会が定数より一人減員となつてあります
が、市長部局の中へ子に多少の余裕があり、この改正を
ついた場合に、場合によつて、現在の当初の予定では
まだ十六名位余裕をかつてあります。

議長(石川信義君) 中番(塩野鉄之助君) 本県につきましても、総務委員会には既に
審議終了しております。以上で質疑を終ります。

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

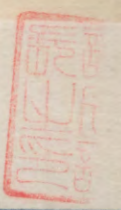
議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。



議七
議八
一般質問
(中里)
一般質問
(天沼)
(川村)

正する条例を議題としたしす。

議事係長と之議果の朗読をいたしす。

(須崎議事係長朗読) 省略

○議長(石川信義君) 以上で朗読は終ります。た。

本果につく提果理由の説明を述べます。

後天君

(助役 篠崎俊天君登壇)

○助役(篠崎俊天君) 議果ヤノ号福生町の課に関する条例の

一部を改正する条例につく説明申し上げす。

わが福生町は議員各位の協力によりさき、躍進的発展をとりさき、町長が冒頭に申し上げる一たように市制

施行のよこばにほつておりす。ことよ、住民福祉の増進のため

め、町に喜ばしいこととて承ります。この町の発展に即応した

しす。こゝ、都市にのめい、近々行政と展開すべく本果

のとおりにこの必要最低限度の役場の機構改革果を二

福生町議



条例改正案にしたがつて説明申し上げす。と、予が
ヤ一系におきす。まは、現在の民生課を福祉課と民生課
の二課に分けする。と、現行の二本課を、市の市の
例にほつて、建設課と改め、ほおのヤ二系の改正案
文におき、新しくさき、の課の分掌事務を規定しす。と
るものごいす。

最初に現在の民生課の分掌事務は、下つく分けす。

ヤ一に生活保護、その他の保護関係事務、ヤ二に社会福祉

関係事務、ヤ三に保健衛生関係事務、ヤ四に清掃事業

関係事務の四つがある。ごいす。が、民生課の分掌事務

の範囲は極めて広く、一の課では、事務のほ滑る。

は確保することが困難にほつて、さき、たの、本果記載の

とおり福祉課と民生課の二課に分け、さき、将来市制が

施行さき、たにほ、市制施行と同時に福祉課が、

さの、さき福祉事務所に移項さき、さき、は措置をあり、

め、さき、さき、さき、さき、さき、さき、さき、さき、

にしますと、ご承知のとおり生活保護費の支給、その他
援護事務を西多摩事務所から引き継がなければならな
いのでございますが、その引き継ぐべき事務量は相当多う
ございします。なお、市制移行と同時に援護事務を日清に
移行いたしますために、その市を調べ、お示すこと、二
三カ月前からその準備をする必要がございします。今箇この
措置は是非とも必要なのでございします。
なお、市に託載されております産業課および建設課の分
掌事務は、現行の土木課という課名を、市町村はみに建設
課に改めようとするのみは、現状とそうなく移行なく、次の
項の都市計画課の分掌事務も現状にあわせ、単に字句の
整備としようとするに止まるものでございします。実際の取
人事の面におきましては、現行は土木課長がご承知のとおり
都市計画課長と兼務にします。土木課と都市計画課
は、実質上一課のようは運営を行なうものなのでございします。か
、本案の移行と委員会にこの専任の課長を置くというとするもの

でございします。最後にこの条例改正案の移行期日でござ
います。市制の移行期日あるいは市制の人事要動筆
備の関係等もございします。その移行期日は市長が定
めるべきものの規則に定める別に従うものとするものでござ
います。

なお、本案条例改正案とは別に教育委員会におきすても
、市制の移行にともないます。現行の教育委員会規則を
改正いたします。教育委員会事務局の分課は、現行は教
育課一課でございしますが、市長部局の機構改革と平行に
いたします。事務局と学務課の二課に、お示す考えで二
つにします。この委員会に参考するに、報告申しあける
次第でございします。

以上で説明を終ります。よろしく御重
ご審議を賜ります。本案とあり、ご承知のこととお
願ひ申しあける次第でございします。

議長（石川信義君）以上で提案理由の説明は終了した。

ニおきり本契に於ける買戻を行はす。

「買戻は」と呼ぶ者あり

○議長(石川信義君)以上で買戻を終ります。

おほかりにします。議案ヤハ号は総務委員会には記し

詳細は審議と願うことにいたします。思ひますか、二に二

買戻ごういませるか。

「買戻は」と呼ぶ者あり

○議長(石川信義君)二買戻はと認めます。さうく議案ヤハ号は

総務委員会には記することに決定いたします。

なお、本買戻の審査報告は本定例会の会期中にお願ひ

いたします。

○議長(石川信義君)おほかりにします。

この買戻のフシにあり日程ヤハ、ヤハ、ヤハに付ては改

正内容に同一生かありますので一括して審議いたします。

が、二に二買戻ごういませるか。

「買戻は」と呼ぶ者あり

○議長(石川信義君)二買戻はと認めます。さうく一括して

審議することに決定いたします。

○議長(石川信義君)日程ヤハ議案ヤハ号議会の議員の報酬は

い費用等に関する条例の一部を改正する条例

日程ヤハ議案ヤハ号非常勤の特別雇の雇員の報酬及び

費用等に関する条例の一部を改正する条例

日程ヤハ議案ヤハ号雇生所雇員の雇費に関する条例の

一部を改正する条例、以上三案を一括して議題といたします。

本日は朗読と省略し、ただちに提案理由の説明を承

めます。企画調査会主席 下野忠一君

(企画調査会主席 下野忠一君登壇)

○企画調査会主席(下野忠一君)議案ヤハ号議会の議員の報

酬及び費用等に関する条例の一部を改正する条例に

つぎすゝ説明申しあげます。

この条例中の備考の中は鉄道賃と船賃は一乗員費を支給するといふ規定になつておりますが、国鉄では一乗車をグリーン車と右林を改更してありますので、現在一乗車と右林はごいませぬで、グリーン車と改更してあります。

次に議案ヤナ号非常勤の特別取の取費の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、二にござります。

この議案この条例とすつて同じでござります。さういふから議案ヤナ号福生所取費の取費に関する条例の一部改正につぎす。これも鉄道賃、船賃につぎす。これはさういふ一乗員費を支給するといふ規定になつておりますが、これも右の条例と同じようにグリーン車、グリーン船賃といふように改めようとするものでござります。さういふ取費が上

福生町議会議会



つぎすゝは、随伴した場合に上司と同額と。白当に

て支給するやうに改めようとするものでござります。

三議案とも海軍省議をいたさす。原案どおり決定したさす。お願ひ申しあげます。説明といた

つぎすゝは、随伴はといふ者あり。

議案(名目信義君)以上で提案理由の説明は終了した。

おひかりいたします。議案ヤナ号から議案ヤナ号までの三議案につぎは原案どおり決するに二議案ごうござ

議案(名目信義君)二議案はといふ者と認めます。さう議案ヤナ号から同ヤナ号までの三議案につぎは原案どおりか

決意すに

○ 兼長(又信義君) 二三暫時休憩ノ仁します。

子辰三時十四分休息

三時中分閉藏

○謙を以て信義を
休むるに
引く統を
合議を用ひて下。

日程が十二議案が十二号通生分の収取負の給与に關する
条例の一例を改正する条例を議題といたします。

本票は朗読を省略したものに提果理由の説明を
めます。企画調査員主査下野清一君

（企画調査室主査下野定一君登壇）

○企画調査員主査(大野忠一君) 篠原カヲニ号、福生河の取扱費
の給与に関する条例の却を改正する条例につきまゝ三讀
明用へあげます。

提果理用にてい
ますように国家の務員に
好する給与改訂

お子に東京都人事情観覧にカとつて本条例を改正しはう
とするカのでございませう。

条例の改正は、各都道府県が「その条例の制定及び改正は、その都道府県の区域に於ける住民の利益に適合するものとする」として、その都道府県の議決を経て、その都道府県の知事が行うものとする。

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

カル条カニ項中「正に」を「次に」に「受けつゝる者」を「受けつゝるもの」等に「つゝは」字句の整理でつゝます。

せめかり千石を二千石に改めるとありすか、
 二は扶養家
 族のうち配偶者は千石であつたわけですが、
 せめと二千石に改め
 ようとするものではないです。

かのでござります。さうかう「首の」の下に「恥辱に配偶者
 がいはい場合にあつては、二平に」を加える。と云うますが

二、は、転賣のうら、配偶者のない子供、十八未満の子供のう
ら、子については、立寄は、一般転賣と同じように立寄の決

